

2021年4月24日

各位

学長 寺内 一

「緊急事態宣言」発出に伴う

4月25日（日）以降の授業、課外活動の実施および施設利用について

標記の件、4月23日（金）に政府より、東京、大阪、京都、兵庫の1都2府1県に対し、「緊急事態宣言」が発出されました。この宣言を受けて、本学における2021年4月25日（日）以降の授業および課外活動、施設の利用について以下のとおり感染防止対策を遵守しながら実施いたします。

・学部授業に関して

- ① 2021年4月9日（金）から対面で実施しております「ゼミⅠ」（平日の2時限目、3時限目に設置）と「専門ゼミ」（平日の4時限目に設置されている専門ゼミは毎週、平日の5時限目に設置されている専門ゼミは月に1回土曜日の2時限目）、また平日の2限から4限に開講されている教職課程と起業事業承継コースの一部の科目は、引き続き対面形式で行うことといたします。ただし、今回の緊急事態宣言を受け、在宅受講制度（仮称）の許可をされていない学生の皆さんが遠隔で出席することを認めます。遠隔で出席を希望する学生の皆さんはGoogle クラブルーム等で担当教員に連絡するようにしてください。

また、授業の進行状況等を担当教員が確認した上で、予定していた対面授業を遠隔授業に変更することも可能となりました。対面授業から遠隔授業へと変更する場合には、Google クラブルーム等で学生の皆さんに周知することになっておりますので、確認をしてください。

- ② 2021年5月7日（金）から対面を実施する予定となっている科目については遠隔授業を継続し、緊急事態宣言解除後、速やかに対面授業を開始することとします。

・課外活動に関して

当分の間、中止といたしますが、遠隔での活動は可といたします。また、公式戦等の理由で活動が必要となる場合は、個別に許可を出すことがあります。

【課外活動補足】

- ① 遠隔での活動とは、オンライン機器・アプリケーション（Meet, Zoom, Lineなどを）用いて、対面ではないオンライン形態で集合して活動することを意味します。学外であっても、クラブ・団体構成員が実際に集合して対面にて活動することは、遠隔の活動に含まれません（よって、そうした活動は禁止します）。

- ② 公式戦やそれに準ずる大会への出場を予定しているクラブ・団体の活動は、所属連盟・協会等の動向を確認したうえで、学生委員会が試合参加の可能性を検討し、その結果をふまえて学長が活動許可の最終決定を行います。

・大学院授業に関して

現行の体制を継続いたします。ただし、授業の進行状況等を担当教員が確認した上で、予定していた対面授業を遠隔授業に変更することも可能となりました。対面授業から遠隔授業へと変更する場合には、Google クラスルーム等で学生の皆さんに周知することになっておりますので、確認をしてください。

・施設の使用に関して

4月8日付け T-Navi で配信した内容を継続します。

・その他

個別事務局への要件は、事前に直接担当事務局へ問い合わせをして下さい。

まとめ

授業科目	対応
ゼミ I (平日 2, 3 限) 専門ゼミ (平日 4 限) 専門ゼミ (平日 5 限⇒月に 1 回土曜日 2 限対面実施) 教職科目 (平日 2, 3, 4 限) の一部 起事コース科目 (平日 2, 3, 4 限) の一部	対面授業の継続 注意点 ・ 遠隔を希望する学生の遠隔での出席を認める。遠隔で出席する場合は、Google クラスルーム等で教員に連絡をする。 ・ 教員の判断で遠隔での実施を可とする (Google クラスルーム等での連絡を行う)。
5月7日(金)以降に対面を予定している科目	緊急事態宣言の間は、 <u>遠隔授業を継続し、宣言解除後は対面授業を開始する。</u>
大学院	変更なし 注意点 ・ 遠隔を希望する学生の遠隔での出席を認める。 ・ 教員の判断で遠隔での実施を可とする (Google クラスルーム等での連絡を行う)。

課外活動	中止。ただし、遠隔での活動は可能。また、公式戦等の理由で活動が必要となる場合は、個別に許可を出すことがある。
------	--

施設利用	変更なし
------	------